

## 鹿児島県長期優良住宅建築等計画認定実施要領

(居住環境の維持及び向上への配慮等に関する事項)

第3条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されていることの基準は次の各号とし、別表第1に定める協定等に適合するものであること。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に規定する地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2の規定に基づく条例に定められた項目を除き、建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は、形態意匠についての制限に限る。）に原則として適合するものであること。
  - (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に原則として適合するものであること。
  - (3) 建築基準法第69条に規定する建築協定の区域内において、申請建築物が当該協定中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は、形態意匠についての制限に限る。）に原則として適合するものであること。
  - (4) 申請建築物が原則として次の区域内にないこと。
    - ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
    - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
    - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
    - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- 2 前項のほか、認定計画申請者は良好な景観の形成に配慮することに努めるものとする。

別表第1（第3条関係）

市町村名	協定等の名称
鹿屋市	パークヒルズ鹿屋地区計画
出水市	出水市景観計画
薩摩川内市	薩摩川内市ふるさと景観計画
南さつま市	ハーモニータウン加世田建築協定